

相手国政府・ 相手国関係機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の額 (注2)	署名日 署名地 (効力註印) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
セントルシア	セントルシア政府に対する贈与 に関する日本国政府とセントル シア政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な画 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	200,000千円 -----	H29.2.23 カストリ ーヌで (同日)	日本側 岡田光彦在セント ルシア大使 側 アレン・ マヤケル・シヤスネ首相 兼財務・経済成長・雇用 創出・外務・公共サー ス大臣	H29.3.8 80号
セントルシア	カルデサツク流域橋梁架け替え 計画のための贈与に関する日本 国政府とセントルシア政府との 間の交換公文	カルデサツク流域橋梁架け替え計画を実施するために必要 な生産物及び役務の購入	1,530,000千円 H35.12.31まで	H29.8.9 カストリ ーヌで (同日)	日本側 岡田光彦在セント ルシア大使 側 アレン・ マヤケル・シヤスネ首相 兼財務・経済成長・雇用 創出・外務・公共サー ス大臣	H29.8.31 309号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。